

農地中間管理事業(特例事業:農地売買等事業)メニュー

区分	特 例 事 業		
	農 地 売 買 等 支 援 事 業		
	担 い 手 支 援 タ イ プ		
	《売買(即売り&1作後の売り)》	《売買(一時貸付)》	《売買(分割払い型)》
1、実施地域	地域計画区域内、農振、農用地区域		
2、特徴点	<p>①公社が買入れた農地を、2~3ヶ月後、または、希望により1耕作後(収穫後)に売渡しする(使用貸借契約を結ぶ)</p> <p>売買事業のうち、7割程度がこのタイプ</p>	<p>①公社が買入れた農地を一時貸付し、最長、 <u>4耕作後に売渡しする</u></p> <p>②一時貸付料は、標準賃借料程度とし、総納入賃借料の1/2を、買入原価から差引いて売渡しする (結果として、賃借料の1/2還元)</p> <p>③このタイプの活用により、経営計画に合わせて農地取得が可能になる。</p>	<p>①受け手農家は、<u>土地購入資金の借入が不要</u></p> <p>②代金は、最長10年間の分割納入 ※10年後に所有権移転登記</p> <p>③担保として、事業参加の時点で1割の「保証金」を納入</p>
3、要件等	<p>①売買・貸借する農地の面積制限はなし</p> <p>②既耕作地と合わせて<u>80a以上</u>の団地を形成すること 右の例示を参照</p> <p>③受け手は<u>認定農業者等</u> (高齢担い手が資金を借り入れる場合、後継者が連帯債務者になれること)</p> <p>④拡大後は、市町村の「基準面積」を越えること</p>	<p>◇農地集積の総てに係る団地化要件について</p> <p>半径500mの地域内で次の要件を満たす場合</p> <p>1. 新規集積のみで80a団地を形成</p> <p>2. 既存地+新規集積で80a団地を形成</p> <p>【既存地とは】 自作地+借入地+受託地</p>	<p>①要件は売買(即売り、一時貸付)と同じ</p> <p>②売買する農地面積は<u>50a以上</u></p> <p>【受け手】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 買入 → 農業公社 A 即売り → B 1耕作後に売渡 → C 2~4耕作貸付け → 賃借料納入 ← 期間満了後に売渡 → <p>【既存地とは】 自作地+借入地+受託地</p> <p>【出し手】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 買入 → 農業公社 6~10年の割賦売買 → 「不動産割賦売買契約」 使用収益権の設定(賃借料なし) 代金を分割納入 ← (6~10年間) → 代金回収後、所有権移転
4、補助等	<p>①公社は農地売買事業に要する資金を、次により調達する ・資金の10/10を全国農地保有合理化協会より借入(無利子資金)</p> <p>②業務費 国6/10・県4/10で補助</p>		
5、手数料等	<p>①買入:1件15,000円+取得原価×1%(公社買入手数料)</p> <p>②売渡:1件15,000円+取得原価×1%(公社売渡諸経費)</p> <p>③一時貸付手数料はなし</p> <p>※一時貸付後の売渡原価は、買入原価から「賃借料納入総額×1/2」を差引いた価格です</p>		
	<p>①買入:1件15,000円+取得原価×1%</p> <p>②売渡:1件15,000円+取得原価×1%</p> <p>※1割の保証金は、分割納入が完了後に返還いたします</p>		